

## 第 77 回大阪市港湾審議会議事録

令和 8 年 2 月 13 日

大阪港湾局

## 目 次

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 開催日時  | 1 |
| 2 | 開催場所  | 1 |
| 3 | 審議会次第 | 1 |
| 4 | 出席委員  | 2 |
| 5 | 審議経過  | 3 |

### 付属資料

|   |     |    |
|---|-----|----|
| 1 | 諮問書 | 30 |
| 2 | 答申書 | 32 |

## 1 開催日時

令和 8 年 2 月 13 日（金）

開会 15 時 00 分

閉会 16 時 28 分

## 2 開催場所

大阪市住之江区南港北 2-1-10

ATC ビル ITM 棟 10 階 大阪港湾局第 8,9 会議室

## 3 審議会次第

（１）開会の辞

（２）委員紹介

（３）挨拶

（４）会長等の選出

（５）議事

大阪港臨港地区の分区変更について

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

（６）閉会の辞

#### 4 出席委員

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 田中 康仁   | 大阪商業大学教授                    |
| 今西 珠美   | 流通科学大学教授                    |
| 酒出 昌寿   | 水産大学校教授                     |
| 伊藤 秀和   | 関西学院大学教授                    |
| 西村 悦子   | 神戸大学大学院教授                   |
| 三宅 正弘   | 武庫川女子大学教授                   |
| 鈴木 理恵   | 大阪市会建設港湾委員長                 |
| 荒木 肇    | 大阪市会建設港湾副委員長                |
| 今村 直人   | 大阪市会建設港湾副委員長                |
| 徳平 隆之   | 公益社団法人大阪港振興協会会長             |
| 井内 摂男   | 大阪商工会議所専務理事                 |
| 増子 祐司   | 大阪船主会副会長                    |
| 西 豊樹    | 大阪港運協会会長                    |
| 小嶋 敏弘   | 大阪港湾労働組合協議会議長               |
| 小林 泰之   | 全日本海員組合大阪支部支部長              |
| 岡 修     | 大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長          |
| 山田 哲也   | 大阪湾水先区水先人会会長                |
| 代 倉橋 友子 | 財務省大阪税関総務部企画調整室長            |
| 代 梅谷 大輔 | 国土交通省近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所副所長 |
| 代 寺地 健二 | 国土交通省近畿運輸局海事振興部長            |
| 代 今井 征司 | 大阪海上保安監部次長                  |
| 代 上 成 純 | 大阪府都市整備部長河川室河川整備課参事         |

## 5 審議経過

開 会 15 時 00 分

### ○大江工務課環境保全担当課長代理

皆様、大変お待たせいたしました。本日はご多忙の中 第 77 回大阪市港湾審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、本市港湾行政に対しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私は本日の進行役を務めます、大阪港湾局工務課環境保全担当課長代理の大江でございます。よろしくお願い申し上げます。

現在、港湾審議会委員総数 27 名中 20 名のご出席で、大阪市港湾審議会条例第 5 条に定める定足数に達しておりますので、ただ今から第 77 回大阪市港湾審議会を開催いたします。

開催にあたりまして、皆様にお願いがございます。携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきまして、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

なお、オンラインにてご出席いただいている方におかれましては、カメラをオン、マイクは発言時以外オフとしていただきまして、発言の際には挙手機能をご利用くださいますようお願い申し上げます。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づきまして、公開といたします。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日本市ホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、委員の方々をご紹介させていただきます。

大阪商業大学教授、田中委員でございます。

### ○田中委員

田中でございます。よろしくお願いします。

### ○大江工務課環境保全担当課長代理

流通科学大学教授、今西委員でございます。

○今西委員

今西でございます。 よろしくお願ひいたします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

水産大学校教授、酒出委員でございます。

○酒出委員

酒出です。 よろしくお願ひします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

関西学院大学教授、伊藤委員でございます。

○伊藤委員

伊藤です。 よろしくお願ひします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

神戸大学大学院教授、西村委員でございます。

○西村委員

西村です。よろしくお願ひします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

武庫川女子大学教授、三宅委員でございます。

○三宅委員

こんにちは。 よろしくお願ひします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

大阪市会建設港湾委員長、鈴木委員でございます。

○鈴木委員

鈴木でございます。 よろしくお願ひいたします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

大阪市会建設港湾副委員長、荒木委員でございます。

○荒木委員

大阪市会、荒木でございます。

○大江工務課環境保全担当課長代理

公益社団法人大阪港振興協会会長、徳平委員でございます。

○徳平委員

徳平です。 よろしくお願ひします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

大阪商工会議所専務理事、井内委員でございます。

○井内委員

井内でございます。 よろしくお願ひします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

大阪船主会副会長、増子委員でございます。

○増子委員

増子でございます。 よろしくお願ひします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

次に、オンラインでの出席、大阪港運協会会長、西委員でございます。

○西委員

西です。 よろしくお願ひします 。

○大江工務課環境保全担当課長代理

大阪港湾労働組合協議会議長、小嶋委員でございます 。

○小嶋委員

小嶋です。 よろしくお願ひします 。

○大江工務課環境保全担当課長代理

全日本海員組合大阪支部支部長、小林委員でございます。

○小林委員

小林です。 よろしくお願ひします 。

○大江工務課環境保全担当課長代理

大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長、岡委員でございます。

○岡委員

岡です。 よろしくお願ひします 。

○大江工務課環境保全担当課長代理

オンラインでの出席になります。 大阪湾水先区水先人会会長、山田委員でございます 。

○山田委員

山田です。 よろしくお願ひします 。

○大江工務課環境保全担当課長代理

財務省大阪税関長日置委員の代理といたしまして、大阪税関総務部企画調整室長、倉橋

様にご出席いただいております。

○倉橋大阪税関総務部企画調整室長

倉橋です。よろしくお願いします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

国土交通省近畿地方整備局長、齋藤委員の代理といたしまして、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所副所長、梅谷様にご出席いただいております。

○梅谷近畿地方整備局大阪港湾空港整備事務所副所長

梅谷です。 よろしくお願ひします 。

○大江工務課環境保全担当課長代理

国土交通省近畿運輸局長、服部委員の代理といたしまして、オンラインにて海事振興部長、寺地様にご出席いただいております。

○寺地海事振興部長

寺地です。 よろしくお願ひします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

大阪海上保安監部長、宮本委員の代理といたしまして、大阪海上保安監部次長、今井様にご出席いただいております。

○今井大阪海上保安監部次長

今井でございます。 よろしくお願ひいたします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

大阪府都市整備部長、美馬委員の代理といたしまして、都市整備部河川室河川整備課参事、上成様にご出席いただいております。

○上成都市整備部河川室河川整備課参事

上成です。 よろしく願いいたします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

なお、大阪市会建設港湾副委員長、今村様は間もなく到着される予定でございます。 また、大阪公立大学准教授、吉田委員、同志社大学准教授、小谷委員、京都大学教授、大西委員、神戸大学大学院教授、平田委員、大阪倉庫協会副会長、福西委員につきましては、本日は所用のためご欠席でございます。

○大江工務課環境保全担当課長代理

次に、第 77 回大阪市港湾審議会の開催にあたりまして、大阪港湾局長の中小路より御挨拶申し上げます。

○中小路大阪港湾局長

大阪港湾局長の中小路でございます。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、第 77 回大阪市港湾審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より本市の港湾行政に対しまして、多大なるご尽力ご協力を賜りまして、感謝の点につきましては、感謝申し上げたいというふうに思っております。また、昨年は夢洲におきまして、大阪・関西万博が開催されまして、盛会のうちに終えることができました。ひとえに皆様方、おられる方、来られる方を含めまして、多大なるご協力によりまして成功に至ったということでございまして、心より感謝を申し上げたいと思っております。

さて、大阪港の近況についてでございますけれども、2025 年、昨年でございますけれども、まずは外貿コンテナ貨物取扱量につきましては 210 万 TEU ということで、前年比 4% 増ということで、2 年連続の増となっております。

この間、国際コンテナ戦略港湾ということで、「集貨」「創貨」「競争力強化」といったことに取り組んできておりまして、今後も市民生活、市民経済を支えるということで、引き続き物流機能強化につきましては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次には内航フェリーの状況でございますが、これも昨年の 9 月までの状況になりますけれども、旅客数では前年比 12% 増、貨物輸送量では前年比 3% 増ということで堅調に増加をしております。また、合わせまして、これはクルーズ客船、昨年 2025 年の入港実績と同

様でございますけれども、その前年が 66 隻でございましたけれども、昨年過去最高の 84 隻ということで、非常に多くの方に来ていただいております。

また、2026 年今年につきましてもそれ以上の予約をいただいているということでございますので、引き続き大阪港におけますクルーズ客船の母港化等ということに取り組んでまいりたいと思っております。

本日は委員改選後初めての港湾審議会ということでございますので、このあと会長のご選任等をいただきました後、本日は大阪港臨港地区の分区変更、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定の 2 案件につきまして諮問させていただきますので、活発なご議論、ご審議の方をよろしくお願いしたいと思います。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○大江工務課環境保全担当課長代理

お手元にお配りしております資料ですが、配付資料 1 枚目の次第に配付資料の一覧がございますのでご確認をお願いいたします。資料の不足等がございましたら、事務局まで申し付け下さいませ。資料の不足等ございませんでしょうか。

それでは、審議に入ります前に、大阪市港湾審議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、本審議会の会長の選出を委員の互選により行いたいと思います。いかが取り計らいいたしましょうか。

#### ○今西委員

本審議会の会長につきましては、委員の 2 期目を迎えられ、港湾物流に精通されている大阪商業大学教授の田中委員がご適任ではないかと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○大江工務課環境保全担当課長代理

ありがとうございます。ご異議がございませんので、大阪商業大学教授の田中委員に会長に御就任いただくことといたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、田中会長にお願いしたいと思います。田中会長よろしくお願い申し上げます。

○田中会長

会長を務めさせていただくことになりました田中です。この審議会が実り多いものとなるよう努力する所存でございますので、皆様方のご協力を賜りますようお願い申しあげます。以降着座にて失礼いたします。

それでは、まず、大阪市港湾審議会条例第4条第3項の規定に従い、会長職務代行者の指名を行います。会長職務代行者には、公益社団法人大阪港振興協会会長の徳平委員を指名いたします。

○田中会長

次に、大阪市港湾審議会条例第6条第2項、第3項に従いまして、専門部会の委員及び部会長の指名を行います。大阪市港湾審議会運営要綱第9条第2項のとおり、「港湾計画の軽易な変更」や「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」につきましては、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とされております。

専門部会の部会長といたしまして、大阪船主会副会長の増子委員。

専門部会の委員といたしましては、大阪倉庫協会副会長の福西委員、大阪港運協会会長の西委員、大阪税関長の日置委員、近畿地方整備局長の齋藤委員、近畿運輸局長の服部委員、大阪海上保安監部長の宮本委員、大阪府都市整備部長の美馬委員を指名いたします。

議案の審議に入ります前に、大阪市港湾審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名につきましては、伊藤委員と酒出委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中会長

それでは、議事に入りたいと思います。本日の審議案件は2件です。1件目は都市計画法第8条により定められた「大阪港臨港地区」内において、分区を指定することができる旨定めた港湾法第39条に基づき、令和8年2月2日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項「大阪港臨港地区の分区変更」についてです。

2件目は、港湾法第43条の5及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条に基づき、令和8年2月2日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」についてです。

まず始めに、本日の審議案件につきまして、2月3日に開催いたしました本審議会幹事

会の結果について、大阪港湾局の池田計画整備部長から報告をお願いいたします。

○池田計画整備部長

計画整備部長の池田でございます。 去る 2 月 3 日、大阪港湾局会議室におきまして、大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしました。 本日の審議会でご審議いただきます、大阪港臨港地区の分区変更についておよび港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についての案につきましては、異議なしという結論を得ております。 以上、ご報告申し上げます。

○田中会長

はい、ありがとうございました。それでは、大阪港臨港地区の分区変更について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○三井まちづくり事業調整担当課長

大阪港湾局営業推進室まちづくり事業調整担当課長三井でございます。 大阪港臨港地区の分区変更についてご説明させていただきます。 着座にて説明させていただきます。

資料についてですが、資料 1 の大阪港臨港地区の分区変更案説明資料をご覧ください。

まず臨港地区の分区についてですが、資料の 7 ページに記載しております港湾法第 39 条で定められておりまして、地区内の一定の区域ごとに構築物の用途を規制し、無秩序な土地利用の回避、地区内の計画的土地利用、さらには民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導するため、港湾管理者が臨港地区内に分区を指定することができるとされています。 分区ごとの説明についてもこちらのページをご参考にしていただければと思います。 今回ご審議いただく分区変更についてですが、資料の 1 ページ変更位置図をご覧ください。 分区変更対象箇所はこちらの 3 箇所でございます。 住之江区が 2 箇所、もと南港海水遊泳場周辺と南港フェリーターミナル駅前西、西成区が 1 箇所、木津川左岸地域でございます。 それでは、箇所ごとに説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。 もと海水遊泳場周辺でございます。 こちらは南港海水遊泳場の跡地でございます、現在は修景厚生港区に位置付けられています。 昭和 55 年に海水遊泳場としてオープンしましたが、利用客の低迷や施設の老朽化により平成 17 年に閉鎖しております。

遊泳場の閉鎖後は、修景厚生港区としての目的にかかる需要は低く、一方で民間物流施

設の需要に対応するため、平成 30 年度の港湾計画改訂において、緑地から港湾関連用地に港湾計画を変更しました。

しかしながら、当地は平成 30 年 9 月に発生しました台風第 21 号による浸水被害を受け、伊勢湾台風クラスの浸水想定に対応した対策の検討とまた早期に工事を実施することが必要となりました。この浸水対策検討及び工事につきましては、今年度末に完了する予定となっております。この浸水対策工事の完了の目処がついた現在におきましても、変わりない民間物流施設の土地需要に対応するため、修景厚生港区から商港区への分区変更を行うものでございます。これによりまして、貨物の保管施設や旅客施設等の建設が可能となります。変更面積は 2.4 ヘクタールでございます。

続きまして 3 ページをご覧ください。南港フェリーターミナル駅前西でございます。こちらは、南港における玄関口フェリー埠頭の背後地でございます。現在は修景厚生港区に位置付けられています。景観整備や休泊施設、運動施設等の整備により、港湾関係者の厚生増進を図るため、昭和 62 年に修景厚生港区としました。

その後、当地に大規模商業施設が建設されましたが、南港北域内、コスモスクエア地区にアジア太平洋トレードセンターが平成 6 年に開業し、そちらに商業施設やホテルなどの集積が進んだこともあり、当地の大規模商業施設内の核店舗は平成 14 年に退店、その後は車両の販売店舗が占めることとなり、現在に至っております。

一方で、港湾高速道路に隣接している当地は、物流の集積運搬の基点となる用地としての需要が高まっていることから、修景厚生港区から商港区に分区変更を行うものでございます。これにより、貨物の保管施設や旅客施設等の建設が可能となります。変更面積は 4.5 ヘクタールでございます。

続きまして 4 ページをご覧ください。木津川左岸地域で現在商港区でございます。当地は昭和 40 年の分区条例制定当初は木津川からの荷揚げを行う港湾輸送事業もあり、分区を商港区としましたが、都市計画上の用途地域は工業地域であることから、分区条例制定以前から倉庫や工業を営む事業者も多く存在しております。また、南港の埋め立て事業が完成すると、当地での港湾輸送事業の多くは南港に移る一方で、分区条例上既存不適格な工場利用者は当地での事業を継続しており、当地南側や西側の工業港区と同様の利用をされていることから、現在においても事業継続を望まれています。

工業の利便の増進を図る用途地域と整合させるとともに、既存の工業事業者への過度な制限が生じないようにするため、商港区から工業港区に分区変更を行うものでございます。

これにより、工場その他工業用施設等の建設が可能となります。変更面積は4ヘクタールでございます。

続きまして5ページをご覧ください。大阪港臨港地区の分区ごとの面積集計でございます。

今回の分区変更によりまして、商港区が2.9ヘクタール増により852.5ヘクタール、工業港区が4ヘクタール増により820.2ヘクタール、修景厚生港区が6.9ヘクタール減により150ヘクタールとなります。

続きまして6ページをご覧ください。現在の港湾計画図に今回諮問させていただいております分区変更箇所を赤枠で示しております。

7ページにつきましては、参考資料ですが、臨港地区の分区に関する法規制関係を抜粋して添付させていただいております。

今後の予定でございますが、8ページをご覧ください。昨年12月26日から1月22日までパブリックコメントを実施しております。大阪市港湾審議会で本日2月13日に答申を得られましたら、告示という流れになります。

なお、資料はつけておりませんが、パブリックコメントでは2件のご意見を頂戴しております。主なご意見としましては、各地区とも現状の分区でいいのではないかというものですが、もと南港海水遊泳場周辺、南港フェリーターミナル駅前西については、現状での需要は今後も見込めないうえ、商港区への需要が高まっていること、また、木津川左岸地域については既存事業者への過度な制限が生じないようにするため、分区変更が必要であるとして、頂戴しましたご意見とご意見に対する本市の考え方をホームページにて本日より公開させていただいております。資料1の説明は以上でございます。

資料2は、審議会への諮問案になります。別途ご覧いただければと思います。大阪港臨港地区の分区変更の説明は以上でございます。

○田中会長

どうもご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。オンラインで御参加いただいている委員の皆様につきましては、画面上部ツールバーにある挙手機能をご使用ください。事務局からご指名させていただきますので、画面上のマイクをONにしてご発言をお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。三宅委員よろしくお願いいたします。

○三宅委員

用途が変わるというのは、本当に生き生きした景観がどんどんアップグレードされていくというので賛成です。一つだけお尋ねしたいなと思います。最近、私は浪速区さんと木津川クルーズをやりました。なかなかあの川に向けた生き生きとした景観が出ているところもあって、いろんな用途が混在している面白さもあるかなと思うのですが、今回の用途変更することによって、景観的にまた水辺に閉ざしたような景観にならないような、景観の配慮みたいなことは、今後たくさんまた出てくるかと思うんですけども、少しそういう水辺との関係性ということを景観面からフォローするというようなことはあるものなのか。

それほど大きな影響を与えるということではないと思うんですけど、今後こういうのも出てくるかと思うので、ちょっとお尋ねさせていただければと思います。

○田中会長

三宅委員どうもありがとうございました。じゃあ事務局の方から回答をお願いします。

○三井まちづくり事業調整担当課長

はい。ただいま三宅委員からご質問いただきました。川辺の景観への配慮ということでございますけれども、今回、分区変更につきましては、土地利用の用途変更ということで、特段その景観への配慮といえますか、そういった部分とは関係のない部分ではございますけれども、本市関係部局、また地元の事業者様とも、調整しながら、景観に配慮したまちづくりを検討していきたいと思っております。

○田中会長

よろしかったでしょうか。

○友田営業推進室長

すいません。営業推進室長の友田です。少し補足させていただきます。今、事務局から答えがありましたように、この土地利用の変更でもって、何かその景観が特にまだ悪くなることとかいうものではないのですけれども、本市所管は計画調整局になるのですけれど

も、景観法という法律に基づいた景観計画っていうのが策定されておりまして、この川沿い、木津川も含めまして、この川沿いというのはですね、河川景観配慮ゾーンというところに位置づいております。ですので、ここで大規模な施設に限られるのですが、敷地面積 2000 平米で高さ 10 メートル以上の建物につきましては、計画調整局と事前協議の上、届け出る、ということで、中身については対岸とか水上とか、あるいは橋の上とか、そういったところからの見え方に建物が配慮されているように、建築物のファサードを水辺側に向けるとか、あとそういった屋外広告物も見え方に配慮するとか、そういったところが定められていますので、今回の分区変更でどうということではないんですけども、一定そういった景観配慮がなされるものと考えております

○田中会長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。じゃあ、徳平委員よろしくをお願いします。

○徳平委員

すいません、振興協会の徳平です。せっかくの機会なので、海水遊泳場と木津川左岸の分区変更についてちょっとお聞きしたいことがありまして。まず海水遊泳場の方なんですけど、先ほどの説明にあったとおり、ここについては平成 30 年度の港湾計画の改訂で緑地から港湾関連用地の港湾計画上の位置づけを変えているんですけど、この緑地から港湾関連用地へ変えるということは、もう緑地としては扱わないということなので、分区の方も本来ならその時点で修景厚生港区から商港区に変えておくべきというか、変えておくのが普通かなと思ったりするんですけど。

その時にしなかったのは何故なのかということと、この用地については隣に J 岸壁というのがあって、J 岸壁の方は木材なんかを特に扱っている多く扱っているところで、わりとここにもある通り、物流の土地需要というのはあるのかなというふうに思っていて。緑地をやめた時に、その一部を物流用地としてお貸ししていたようなことがあったのかなというようなことをちょっと思ったりしているんですけど、そういう風な分区の変更しないまま、そうやって一時的にとはいえ、物流用地として貸していたのであれば、その貸していたのは問題なかったのかなという、この 2 点をまずお聞きしたいと思います。

○田中会長

では、事務局、回答よろしくお願いします

○三井まちづくり事業調整担当課長

ただいま徳平委員から頂戴しましたご意見について回答させていただきたいと思います。スライドの方をお願いします。こちらはですね、徳平委員からご質問いただきました南港もと海水遊泳場の分区変更の写真です。海側の、北側からドローンで撮影をしています。

こちらにつきましては、平成 30 年に台風 21 号による大きな被害を受けまして、それによりまして近畿地方整備局さんが中心となった学識経験者、専門機関からなる検討委員会を設置して、台風被害を受けたこの場所を、どのように対策していくかということを検討をしまいいりました。我々大阪港におきましても、大阪港湾部会を設置しまして、被害原因の検証でありますとか、被害箇所の対策検討を行ってきたところです。

これが、直近ドローンで撮影した写真でございまして、一番海側の部分が魚釣り園になっています。海側の部分に一重壁、その背後に二重壁で、さらに、陸地に向かって三重壁の構造になっており、浸水対策に対して、大規模な工事となっております。

またですね、こういった壁が中に入り込むことによって、土地利用についても、我々いろいろと検討が必要となったというところで、平成 30 年に港湾計画は改訂させていただいたんですけど、この辺りの浸水対策、土地利用に対する検討が必要となりました。今回この浸水対策工事が完了した現時点においても物流施設の需要があるというところがございますので、このたび変更させていただきたいと思っています。

また、もう一点、徳平委員からご質問がありました、港湾関連用地として一部利用させているのではないかという点につきましては、ちょうど今変更しようとしています南側の部分のご質問のあったところだと思います。

こちらにつきましては、平成 19 年ですね。商港区に分区変更をしておりますので、修景厚生港区のまま使っていただいているのではなくて、平成 19 年に変更をして使っていただいておりますので、特段問題ないというところがございます。以上でございます。

○徳平委員

はい、ありがとうございます。そしたら具体的に使えるようになったから、今分区を

変更するということですね。2つ目は、既にもう商港区になっているところを使っているということですので、はい、私の疑問は解けました。

それから次に木津川左岸の分区変更のところなんですけど、一般的に港湾計画では、埠頭用地とか港湾関連用地は分区上商港区や特殊物資港区、また、港湾計画上の、工業用地は工業港区に指定されるところが多い、普通そうかなと思っているんですけど。

今回は現状の土地利用を踏まえた上で、港湾計画上の土地利用は港湾関連用地のまま、分区だけ工業港区にする。港湾計画上を工業用地にするんじゃなくて、分区だけ工業用地にするということですが、説明にもあったとおり、倉庫と工場が混在していて、工場として利用している方の制限をそんなにしないようにということで、変えることに私は別に異論はないんですけど、客観的な基準、例えば倉庫と工場の割合が工場の方が50パーセント以上になった。これは明らかに工業港区の方がいいよねっていう風な、そんな客観的な基準があるのかなというのが一つの疑問でして。

それが1つと、また今回のように港湾関連用地のまま工業港区にしている例っていうのは他にもあるのかな。この2点をお聞きしたいなという思っております。

○田中会長

回答よろしくお願いします。

○三井まちづくり事業調整担当課長

はい。ただいま頂戴しましたご意見についてですけれども、港湾関連用地のまま分区だけ工業港区に変更するという点につきましては、港湾関連用地の中にも分区条例上は工業港区、もう1つは商港区両方のパターンがあると思っております。

今回、港湾関連用地を工業港区にするということですが、その工業港区の中にも倉庫等の利用は認められておりますので、港湾関連用地で特段不都合はないと考えております。また、今回工場としての利用が、どれぐらいになれば等の、基準があるのかという点につきましては、そういった基準的なものはございませんけども、この地区につきましては、現在工場利用面積はですね、今回、変更区域面積の半分以上を占めている地域でございます。

また、地元からの要望がございます。既存工場事業者の今後の操業継続の意向の確認、それと今回工業港区に変更することによって既存不適格となるところがないか、このあた

りを確認しまして、今回商港区から工業港区に変更するに至ったところでございます。

それともう一点、港湾関連用地のまま工業港区になっている例は他にもあるのかという点でございますけれども、大和川のすぐきわの部分、南港南一丁目、二番、今、スライドで押させていただいているところなのですけど。

こちらは、平成 29 年に港湾計画を港湾関連用地のまま商港区から工業区に分区変更しておりまして、そういった事例も大阪港ではございます。 以上でございます。

○徳平議員

はい、いろんな複合的なというか、いくつかの要因があって、分区が変更になるということですので、そのへんはよく勘案した上で分区変更していただければなというふうに思っております。 はい、ありがとうございました。

○田中会長

ほか、いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。ご意見、ご質問もこれ以上はございませんような感じですので、答申についてお諮りしたいと思います。「大阪港臨港地区の分区変更」について、「原案のとおり適当である。」と答申を行うことで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がございませんので、「原案のとおり適当である。」と答申を行うことといたします。

○田中会長

それでは、続きまして「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○針原工務課長

大阪港湾局計画整備部で工務課長をしています針原と言います。 よろしく願いいたします。 着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の資料 3 になりますが、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、説明資料に沿って説明をしていきます。

まず 1 ページをご覧ください。はじめに本制度の概要につきまして説明させていただきます

ます。

この港湾環境整備負担金制度は、港湾管理者が実施する港湾の環境の整備及び保全に資する港湾工事について、その費用の一部を臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場で、敷地面積が一万平方メートル以上を有する事業者にご負担いただくというもので、昭和 48 年の港湾法改正により創設された制度となっております。大阪市では、昭和 55 年 1 月の第 6 回大阪市港湾審議会の答申を得まして、昭和 55 年 4 月 1 日より大阪市港湾環境整備負担金条例を施行しているところであります。

(1) の負担対象工事につきましてですが、対象工事は、陸域の緑地、海浜等の建設・改良工事及び維持工事、また水域の公害汚泥浚渫等の工事、漂流物・沈没船等の除去清掃工事を対象としております。

(2) 負担対象事業者につきましては、負担対象工事の完了の日、今回でしたら令和 7 年 3 月 31 日の時点で臨港地区及び港湾区域におきまして、工場・事業場などの敷地面積の合計が一万平方メートル以上である事業者を対象とさせていただいております。

次に 2 ページをご覧くださいと思います。

(3) の負担割合は原則 2 分の 1 としておりますが、対象事業者に過度な負担とならないように、工事の種類・規模などを考慮しまして、2 分の 1 から 3 2 分の 1 の範囲で定めております。

(4) 事業者の負担額につきましては、それぞれの事業者の敷地面積割合に応じて徴収するものとしております。

(5) の負担金の算定でございますが、負担対象工事に要した費用に先ほど申し上げた負担割合をかけまして、さらに負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地面積の割合をかけたものが負担金の額となりまして、下段に示しております負担金の算定式の通りとなっております。

次に 3 ページをご覧ください。

(6) の負担金の徴収でございますが、港湾環境整備負担金の徴収までの手続きを示しております。負担対象工事となります港湾工事が完了した後、市長が負担対象工事を指定することとなっておりますが、条例によりまして、あらかじめ大阪市港湾審議会の意見を聴取するということになっております。

港湾審議会で審議・答申をいただいた後、条例により負担対象工事の指定の告知を行い、負担対象事業者の方々に負担金の額の確定通知を行います。その後、対象事業者の方々に

は、指定された期日までに負担金を納付していただくという流れになっております。

なお、お手元の参考資料で別途「港湾環境整備負担金制度について」を添付しておりますので、また後ほどでもご参照いただければと考えております。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。港湾審議会への諮問事項である港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてです。上段の港湾審議会への諮問につきましては、昨年度に本市が実施しました負担対象工事の指定にあたり、条例第九条第二号の規定により、あらかじめ港湾審議会のご意見を伺うというものです。

次に下段の諮問内容でございますが、条例第二条第二項に規定されている負担対象工事の指定において、告示をする項目となっております。工事の種類、名称、実施場所、完了日、要した費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場等、敷地面積の合計の計8項目となっております。これらについてまとめたものが、次の5ページに示しております。先ほどの8項目を一覧表の一行目に示しており、工事の種類ごとに記述をしております。

なお、記載内容につきまして、この1番から8番のうち、4の工事を完了した日、5の工事に要した費用、8の負担区域内の事業場等敷地面積の合計以外は昨年度から変更はしておりません。工事を完了した日は前年度の期末を記載しており、工事に要した費用は対象工事の前年度決算額を記載しております。8の事業所等敷地面積の合計は大きな変動はありませんが、新たな土地賃貸等による面積を反映し増減しております。

まず一番左の項目、工事の種類を見ていただきますと、種類は4種類ありますが、その中の一番上の港湾環境整備施設の建設または改良工事ということで、緑地施設の新設や大規模な改良工事ということですが、今回は実施しておりませんので、工事に要した費用を記載しておりません。

二段目の港湾環境整備施設の維持の工事について、工事の名称は臨港緑地の維持工事となっております。臨港緑地につきましては、在来臨海部にある比較的小規模な緑地である此花区、港区、大正区、住之江区の臨港緑地17か所と緑道、それ以外の比較的大規模な緑地である此花区の舞洲・常吉西の緑地、住之江区のコスモスクエア海浜緑地等です。

これらを二つに分けて、それぞれの負担割合を設定しております。上段の在来臨海地区の緑地につきましては、工事の費用は1億4910万1000円で、負担割合としては2分の1としております。その下段は、舞洲緑地等の大規模な緑地で、工事費は3億3501万3000円で、市外からの利用者も多い緑地ということで、負担割合を過度な負担とならないよう

16 分の 1 としているところです。

これらの緑地の維持工事についての負担区域は、大阪港臨港地区で、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は 1633 万 7000 平方メートルとなっております。以上が陸域の工事となります。

続いて、工事の種類三段目、港湾における汚泥その他公害の原因となる物質排除その他の処理のための工事ですが、工事の名称は公害汚泥排除工事としております。

工事に要した費用は 5 億 9978 万 6000 円となっております。負担割合は 32 分の 1 としておりまして、これは汚染の直接の原因者が特定できてないこともあり、臨海部に立地する事業者には最低限の負担割合の 32 分の 1 ということで設定をしております。

続きまして、工事の種類四段目、漂流物の除去その他清掃のための工事についてですが、工事の名称は港内清掃および沈廃船処理工事であり、工事に要した費用は 3349 万 8000 円でありまして、負担割合は 2 分の 1 としております。

これら水域の工事につきまして、実施場所は港湾区域内でして、負担区域は大阪港港湾区域と臨港地区の負担区域内の事業場等、敷地面積の合計は 1725 万 1000 平方メートルとなっております。工事に要した費用の合計は、最下段に示しますように 11 億 1739 万 8000 円となっております。

続きまして 6 ページ以降は、昨年度に実施した工事の内容について、場所と合わせてお示しをしております。

まず 6 ページは、臨港緑地の維持工事について記載をしております。

(1) の在来臨海部の緑地と (2) に示す舞洲やコスモスクエア等の大規模な緑地について、維持工事を行っておりまして、具体的な工事内容につきましては、臨港緑地のフェンスや舗装等の補修工事、または公園の清掃や除草、樹木の剪定といった維持工事にかかる費用を計上させていただいております。

次の 7 ページには、公害汚泥排除工事として、大阪港湾区域内の木津川の汚泥を除去するものとなっております、その費用として 5 億 9978 万 6000 円を示しております。

また、港湾区域内の港内清掃や、大阪港内で沈んでいる FRP 船と呼ばれる船舶の処分を実施しており、その費用が 3349 万 8000 円です。

これらの工事場所がわかるように示したものが最後の 8 ページとなります。緑地は先ほどから説明をしていますが、二つの区分がありまして、資料で緑色のハッチをつけている箇所が負担割合が 16 分の 1 という、5 万平方メートル以上の大規模な緑地です。青色

のハッチは、木津川で汚泥を除去した箇所です。

なお本制度発足以来、ご負担いただく事業者の皆様方にご意見を伺うということで、各業界団体の代表の皆様方に昨年 12 月 19 日に事前に説明会を開催させていただいたところでございます。

港湾環境整備負担金についての説明は以上となります。 よろしくご審議の方をお願いいたします。

○田中会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。先ほどと同様にオンラインで御参加いただいている委員の皆様につきましては、画面上部ツールバーにある挙手機能をご使用ください。事務局からご指名させていただきますので、画面上のマイクを ON にしてご発言をお願いいたします。

それではご質問、ご意見いかがでしょうか。 それでは徳平委員お願いします。

○徳平委員

この環境整備負担金の工事について、港湾審議会に諮問されているんですけど、この説明資料の 4 にある通り、諮問内容については 1 から 8 まで項目あるんですけど、これについて意見を言う余地はないのかなと思っています。

負担割合についてお聞きしようかなと思ったんですけど、先ほどご説明があったので、それについてはいいんです。

今気づいたんですが、32 分の 1 になっている公害汚泥の排除工事ですが、臨港緑地の維持、維持工事はずっと続くと思うんです。 あと清掃も、港内清掃も続くと思うんです。

この公害汚泥の排除工事は割と金額も大きいし、毎年やっていると思うんですけど、これはまだまだ続くのか、もうこの木津川の一部は、やり切ればもう工事はなくなるようなものではないのかお聞きしたい。 はい、それが一つです。

○針原工務課長

お答えさせていただきます。

現在施工中の公害汚泥の排除工事は、基準値を超過しているダイオキシン類の除去を行

っておりまして、土地の汚染として 1000pg-TEQ/g を超えるという基準があり、この基準を超えているのが大阪港内で若干残っております。

そこで現在木津川で 1000 pg-TEQ/g を超えるダイオキシン類を除去する工事をしております。木津川以外では、大正区の福町堀が残っており、国土交通省の補助を活用しながら除去を進めているところで、できれば短期間で終わるように対応していきたいと考えております。

○徳平委員

はい、ありがとうございました。 予算もあるでしょうけど、できるだけ早く終わらせて欲しいなというふうに思っています。

それと先ほどのご説明にあったとおり、事前説明会とかして、対象企業の方には丁寧にやっけていただいているようなのですが、この負担金については立地企業の過度の負担にならないように配慮するというふうにあるんですけど、今回の負担総額というのはいくらぐらいになるのか、最も多く負担する事業者の方にとどれぐらいの負担になるのか、もし教えていただけるようであれば教えていただきたいなと。

○針原工務課長

回答させていただきます。 先ほどの資料で諮問事項の工事に要した費用の表になりますが、工事費としましては全体で 11 億 1739 万 8000 円となっております、事業者にご負担をいただく金額は、総額の約 6 パーセント、約 6400 万円を負担いただくことになっております。

なお、最も多く負担いただく事業者の方では、約 470 万円とかなり大きな額をご負担いただくということになっております。

○徳平委員

はい、ありがとうございます。 負担対象となる事業者の方というのは、臨海部に立地して事業をされてて、港湾活動にも寄与されていると思うんですけど、すでに法人税とか事業税とか固定資産税など、他のこの事業活動に伴う税を負担したうえに、多少とはいえ、この環境整備負担金を求められるので、先ほどの事前説明とかされているんですけど、是非、説明とか対応は丁寧にやっけていただけるようお願いしたいなというふうに思います。

す。これは要望です。

それと最後に、ちょっと前もこの環境整備負担金の審議会で聞かれているかもしれないんですけど、根拠法になっている港湾法の 43 条の 5 では、負担させることができる規定になっていると思うんです。

ですから、負担させるかどうかは港湾管理者あるいは国が決めることになると思うんですけど、負担金を徴収していない港とか、港湾管理者はいるのでしょうか。お願いします。

○針原工務課長

お答えさせていただきます。

一点目はご意見ということでいただきましたので、いただいた意見につきましては真摯に受け止めたいと考えております。なお、資料の中で工事の詳細な内容は口頭で少し説明を加えたところもありますが、緑地の補修工事や剪定、除草工事、清掃などといった内容と内訳が少しわかりにくいところがありますので、今後改善ということで考えていきたいと思っており、事業者の皆様方に丁寧な説明ということも含めて実施していきたいと考えております。

もう一点の港湾環境整備負担金を徴収していない港はあるのかというご質問ですが、まず、徴収をしているところですが、大阪港を含めて国際戦略港湾と呼ばれている港ですが、東京港、横浜港、川崎港、神戸港全ての港におきまして、負担金を徴収していると聞いています。なお、その他の港湾全てを把握しているというところではございませんが、国際拠点港湾の下関港につきましては、徴収をしていないと聞いております。

○徳平委員

はい、ありがとうございます。繰り返しになりますが、民間企業の方に徴収するんで、ぜひ丁寧にやっていただければなというふうに。はい、ありがとうございました。

○田中会長

他いかがでしょうか。

○酒出委員

じゃあすいません。はい。

○田中会長

よろしくお願いします。

○酒出委員

水産大学校の酒出です。資料の説明ありがとうございます。ご参考までにお伺いしたいんですけども、資料の5ページ目の対象工事一覧表の中の項目で、工事の名称で港内清掃および沈廃船処理工事というのがあるんですけども、沈廃船の中には多分所有者が分かってらっしゃる船とわからない船っていうのが多分混在しているのかもしれないんですけど、大阪港でも結構そういう案件が多かったりするんですかね。この所有者を確認できないとかっていうことですね。

○針原工務課長

お答えさせていただきます。基本的には船体番号等が確認できれば、当然その所有者を把握し、処理を求めていくということになっていますが、長年の劣化で見えなかったり、船体番号を削られたりしてる船がありまして、今回計上させていただいているのは、持ち主のわからないFRP船の処理です。

○酒出委員

承知しました、全国でそういう案件があることをよく伺うんですですね、大阪港もやはりその問題があるのかなと思ひましてですね、なかなかそこを追求するのは難しいのかなと思うんですけども、ご参考までに伺いました。どうもありがとうございます。

○田中会長

ほか、いかがでしょうか。オンラインの方もよろしいですか。

じゃあ、西委員よろしくお願いします。

○西委員

西ですけどよろしいでしょうか。

○田中会長

はい、お願いします。

○西委員

大阪港運協会会長をしております西です。一つ目は、先程徳平会長からもご質問があった内容と重複しますが、昭和 48 年の港湾法改正で、港湾環境整備保全の為の港湾管理者が行う工事の対象事業者が現状とマッチしているのか、検証をしていただきたいというお話を以前、差し上げております。港湾事業者の負担の多寡を問題とする趣旨ではありませんが、港にどのような事業者が立地するのかについて、昭和 48 年頃と今状況が大きく変わっているのもう一回ご検討いただきたい。二つ目として、徳平会長からも発言があった通り、金額算定のプロセスについて、詳細な説明をお願いします。

○田中会長

じゃあ、ご回答をお願いします。

○針原工務課長

ご質問いただいた内容についてお答えをさせていただきます。まず資料の方にも記載しておりましたが、西委員がおっしゃるとおり、昭和 48 年の港湾法改正を受けて対応しております。その法律、港湾法の中に、港湾区域又は臨港地区内にある工場、または事業場と明記されていることもあり、今日に至るまで臨港地区にある工場ですとか、事業場の皆様方にご負担をいただいている実態となっております。いただいた意見については、今すぐというようにはならないところではありますが、国際戦略港湾の他港等に今実際にどのような運用をされているのか確認しながら、必要に応じて、国の方にも照会するなりして検討できればと考えております。また、丁寧な説明をということで、先程も少し説明をさせていただきましたのですが、真摯に受け止めまして、もう少し内容を充実して、わかりやすい資料を皆さん方の方に今後ご提供できるようにしていきたいと考えていますので、ご理解をいただければと思っております。

○西委員

ご回答ありがとうございます。この件に関しては、異議はございません。ただし、事業

者の立地については、大阪港における埋め立て地も含めて、様相が非常に変わってきていて、様々な事業が行われている中、臨港地区外の事業者は負担しないというのは、非常に不公平感があると感じています。港運業者としても、そういった不公平感が表に出る前に、早急に検討していただきたい。今我々の負担を減らすというよりは、他に必要と思われる利用者には負担を増やしていただき、より必要な港湾整備を実施いただきたい。それをご理解いただき、なんらかの解決策を改めてご報告いただきたいというのが、私からの意見です。よろしくお願いします。

○針原工務課長

ご意見いただいたことは真摯に受け止めて、私どもとしても早急に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○西委員

今回の件に関しては、私の方も異議なく賛同ということで結構かと思います。以上です。

○田中会長

どうもありがとうございます。徳平委員、西委員から貴重なご意見頂戴しましたので、是非前向きに進めていただければと思います。他ご意見ご質問等ございませんでしょうか。伊藤委員よろしくお願いします。

○伊藤委員

関西学院大学の伊藤です。今の議論のところで確認なのですが、負担対象事業者は事業場等の敷地面積として規定されていますが、例えば、港湾利用者ですね、船会社とか、フェリー会社とか、いろいろあると思うのですが、そういう方はこの対象に入らないのでしょうか。

○針原工務課長

そうですね、法律自体が、臨港地区内ある工場または事業場ということになっておりますので、1万平方メートル以上の敷地を持たれる事業者が対象ということになっております。

す。

○伊藤委員

ですから、港湾利用者は当然、敷地を持っていないので、負担することはない。回り回ってサービスを提供している港湾側が負担をしているからという議論になるのかもしれませんが、先程の議論とちょっと関連しますけれど、昭和 48 年の時点で、今言われてる対象、当時あまりなかったようなビジネスが港湾エリアで現在されているというのが結構あると思います。そういうことになると、多分これは受益者負担という考え方からきていると思いますので、誰がそこで利益を得ているか、メリットを得ているか、当時と異なるという考え方もあるかと思っています。

○田中会長

はいどうもありがとうございました。他いかがでしょうか。

よろしかったでしょうか。ご意見ご質問も十分出たと思いますので答申について、おはかりしたいと思います。「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について、原案のとおり、適当であると答申を行うことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議がございませんので、原案のとおり、適当であると答申を行うこととします。以上を持ちまして、本日の議事については終了しました。進行を事務局の方にお返しいたします。

○大江工務課環境保全担当課長代理

ありがとうございました。最後にせっかくの機会でございますので、本日の議事に関係しないことでも結構ですが、ご意見ご質問等ありましたら、お伺いしたいと考えております。オンラインでご出席いただいている方におかれましては、挙手機能をご利用くださいますようお願いいたします。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。それではこれを持ちまして、第 77 回大阪市港湾審議会を終了いたします。本日は、ご多忙のところご出席賜り、誠にありがとうございました。

閉 会 16 時 28 分

大阪市港湾審議会 会長 田中 康仁 印

大阪市港湾審議会 委員 酒出 昌寿 印

大阪市港湾審議会 委員 伊藤 秀和 印

付属資料

1 諮問書

大大阪港第e-1781号

令和8年2月2日

大阪市港湾審議会 御中

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

大阪港臨港地区の分区変更について（諮問）

標題について、別添（案）の内容を諮問します。

※ 別添 大阪港臨港地区の分区変更（案）については省略

大大阪港第e-1780号

令和8年2月2日

大阪市港湾審議会 御中

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長職務代理者

大阪市の市長 高橋 徹

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、港湾法第43条の5第2項及び大阪市港湾環境整備負担金条例9条第2号の規定に基づき、別紙の内容について諮問します。

※ 別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）は省略

## 2 答申書

大 港 湾 審 第 4 号

令和 8 年 2 月 13 日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸 様

大阪市港湾審議会

会長 田中 康仁

「大阪港臨港地区の分区変更」及び  
「港湾環境整備整備負担金負担対象工事の指定」について(答申)

令和 8 年 2 月 2 日付け大大阪港第e-1781号及び令和 8 年 2 月 2 日付け大大阪港第e-1780号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり  
適当である」と答申します。